



佐賀県公報

平成17年
3月31日
(木曜日)
号外第3号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

規則

◎職の設置等に関する規則の一部を改正する規則 (三四・職員課) 一

◎佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則 (三五・〃) 二

訓令

◎佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程 (二・職員課) 三

◎佐賀県消防事務職員制服及び貸与規程等の一部を改正する訓令

(三・〃) 四

◎佐賀県本庁決裁規程の一部改正 (四・〃) 五

公布された規則のあらまし

◎職の設置等に関する規則の一部を改正する規則(規則第三四号)

1 その他の職員のうち技術員の職に船舶技術員、技能技術員、農業技術員及び行政技術員を、事務員の職に業務技術員を加えることとした。(別表関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

◎佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則(規則第三五号)

1 統括本部

・ 消防防災課をくらし環境本部から統括本部に移管することとした。

2 県土づくり本部

・ 監理課を廃止することとした。

3 交通政策部

・ 空港・交通課に佐賀空港利活用推進室を置くこととした。

4 部の企画グループを廃止することとした。

5 知事の職務代理者について定めることとした。

6 知事は必要と認めるときは、職員を当該職員が所属する本部、課、現地機関等の所在する場所以外の場所で勤務させることができることとした。

7 その他所要の改正を行うこととした。

8 この規則は、平成一七年四月一日から施行することとした。

規則

職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第三十四号

職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職の設置等に関する規則(昭和三十一年佐賀県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表の吏員の事務吏員の項中「統計主事」、「防疫員」、「麻薬監視員」、「毒物劇物監視員」、「温泉監視員、主任中小企業診断士、中小企業診断士、保安管理員」及び「水産資源保護指導吏員」を削り、同表の技術吏員の項中「統計主事」、「主任診療エックス線技師、診療エックス線技師」、「主任歯科技師、歯科技師」、「麻薬監視員、毒物劇物監視員」、「温泉監視員、中小企業診断士」、「通信長、通信士」、「肥料検査員」及び「速記者」を削り、同表のその他の職員の技術員の項中「機関員、甲板員」を「船舶技術員」に、「機械操作技術員」を「技能技術員」に改め、「樞門管理員」を削り、「試験検査補助員、農業技術補助員、農業実習補助員、畜産技術補助員、畜産実習補助員」を「農業技術員」に改め、「道路補修員」の下に「行政技術員」を加え、同表のその他の職員の事務員の項中「用務員、業務員」を「業務技術員」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から実施する。

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第三十五号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則(平成十六年佐賀県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の統括本部の課中「危機管理・広報課」を「危機管理・広報課」に改め、同項のくらし環境本部の課中「くらしの安全安心課」を「くらしの安全安心課」に改め、県土づくり本部の課中「建設・技術課」を「建設・技術課」に改める。

第四条の危機管理・広報課の分掌事務中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条の危機管理・広報課の分掌事務の次に次のように加える。

- 一 防災に関する企画及び災害予防の推進に関すること。
- 二 防災活動の総合調整に関すること。
- 三 防災会議に関すること。
- 四 防災行政無線に関すること。
- 五 災害対策本部に関すること。
- 六 災害救助に関すること。
- 七 国民保護法制に関すること。
- 八 市町村消防の指導に関すること。

- 九 消防法に基づく危険物の取扱い規制等に関すること。
- 十 銃砲火薬類、電気、高圧ガス及び液化石油ガスに関すること。
- 第五条の消防防災課の分掌事務及び同課の課名を削り、同条の環境課の分掌事務に次のように加える。
- 十一 原子力安全対策の総合調整に関すること。

第六条の地域福祉課の分掌事務の第七号中「救助、」を削る。

第七条の新産業課の分掌事務中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次のように加える。

四 中小企業の経営革新支援に関すること。

第七条の新産業課の分掌事務に次のように加える。

十二 佐賀県地域産業支援センターに関すること。

第七条の流通課の分掌事務中第二号を削り、第三号を第二号とし、同課の分掌事務の第四号中「物産」を「県産品の流通」に改め、同号を第三号とし、同課の分掌事務中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条の商工課の分掌事務中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号及び第十三号を削る。

第八条の林業課の分掌事務中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第九条の監理課の分掌事務及び同課の課名を削り、同条の河川砂防課の分掌事務に次のように加える。

- 十一 土木災害の総括に関すること。
- 第九条の森林整備課の分掌事務に次のように加える。
- 十 佐賀県ふれあいランド馬渡に関すること。
- 第十条の空港・交通課の分掌事務中第二号及び第三号を次のように改める。
- 二 交通政策に関すること。
- 三 佐賀空港の利活用に関すること。
- 第十二条の用度管財課の分掌事務中第四号を削る。
- 第十四条中「消防防災課」を「環境課」に改め、「全国豊かな海づくり大会

推進室を」の下に、「空港・交通課に佐賀空港利活用推進室を」を加える。
 第十七条第一項中「置く」を「置くことができる」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 副本部長は、本部長を助けるとともに、次に掲げる事務を行う。

- 一 本部の分掌事務を整理し、本部長不在のときは、その職務を代行する。
- 二 上司の命を受けて、本部長が特に命ずる事務を掌理する。

第十七条第六項を次のように改める。

6 副本部長は、部長を助けるとともに、次に掲げる事務を行う。

- 一 一部の分掌事務を整理し、部長不在のときは、その職務を代行する。
- 二 上司の命を受けて、部長が特に命ずる事務を掌理する。

第十八条第三項中「検査監を」の下に、「室に参事及び技術監を」を加え、

同条第七項中「課」の下に「又は室」を加える。

第十九条第四項及び第五項を次のように改める。

4 副課長は、課長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。

- 一 課の分掌事務を整理し、課長不在のときは、その職務を代行する。
- 二 上司の命を受けて、課長が特に命ずる事務を掌理する。

5 副室長は、室長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。

- 一 室の分掌事務を整理し、室長不在のときは、その職務を代行する。
- 二 上司の命を受けて、課長が特に命ずる事務を掌理する。

第二十二條第三項及び第四項を削る。

第二十五條の次に次の三條を加える。

(知事の職務代理者)

第二十六條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十二條第二項に規定する知事の職務を代理する吏員は、統括本部長の職にある者とする。

第二十七條 地方自治法第百五十二條第三項に規定する知事の職務を代理する

事務吏員は、事務吏員である本部長とし、その順位は、佐賀県本部設置条例第一条に定める本部の順とする。

(勤務地の特例)

第二十八條 知事は、必要があると認めるときは、職員を当該職員が所属する本部、部、課若しくは室又は現地機関の所在する場所以外の場所で勤務させることができる。

2 前項の規定により職員を勤務させる場所その他必要な事項は、別に定める。別表の統括本部及びくらし環境本部の項を次のように改める。

| | |
|---------|---------------|
| 統括本部 | 職員研修所 消防学校 |
| くらし環境本部 | 環境センター |

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(佐賀県財務規則の一部改正)

2 佐賀県財務規則(平成四年佐賀県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「同条第三項の規定により置かれた職にある者からなる組織、」を削る。

○ 訓 令 甲

●佐賀県訓令甲第二号

本 庁
現地機関

佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、佐賀県行政組織規則(平成十六年佐賀県規則第十六号)第二十八条の規定に基づき、職員の勤務地の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務する場所及び担当事務)

第二条 本部、部、課若しくは室又は現地機関(以下「所属」という。)の所在する場所以外の場所で勤務させる職員の勤務する場所及び担当事務は次に定めるとおりとする。

| 所属名 | 勤務する場所 | 担当事務 |
|------|-----------------------|---------------------|
| 統括本部 | 鳥栖市 | プロサツカーの振興に関すること。 |
| 統括本部 | 東京都 | 地方分権の研究に関すること。 |
| 観光課 | 福岡市 | 観光宣伝及び観光客の誘致に関すること。 |
| 新産業課 | 東京都 | 企業誘致に関すること。 |
| 流通課 | 東京都 | 県産品の販路開拓に関すること。 |
| 市町村課 | 武雄市、神埼町、東脊振村、西有田町、嬉野町 | 市町村の合併に関すること。 |

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

●佐賀県訓令甲第三号

本 庁
現 地 機 関
労働委員会事務局

佐賀県消防事務職員制服及び貸与規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十七年三月三十一日
佐賀県知事 古 川 康

佐賀県消防事務職員制服及び貸与規程等の一部を改正する訓令
(佐賀県消防事務職員制服及び貸与規程の一部改正)

第一条 佐賀県消防事務職員制服及び貸与規程(昭和三十七年佐賀県訓令甲第二十七号)の一部を次のように改正する。

「本 部 長
「くらし環境本部長
を 危機管理・報道監 に改め、「くらし環境本部副部長」
副 本 部 長」

し環境本部長、くらし環境本部副部長」を「本部長、危機管理・報道監、副本部長」に改める。

(佐賀県文書規程の一部改正)

第二条 佐賀県文書規程(昭和五十五年佐賀県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「同条第三項の規定により置かれた職にある者からなる組織」を削る。

(佐賀県職員被服類貸与規程の一部改正)

第三条 佐賀県職員被服類貸与規程(昭和五十五年佐賀県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の2の部の③の項中「消防防災課」を「環境課」に改め、同部の③の項中「農業技術補助員及び農業実習補助員」を「農業業務に従事する農業技術員」に改め、同部の④の項中「畜産業務に従事する農業技術員」に改め、同部の⑤の項中「機械操作技術員」を「畜産業務に従事する農業技術員」に改め、同部の⑥の項中「機械操作技術員」を「機械操作業務に従事する技能技術員」に改め、同部の4の部の⑤の項中

「業務員」を「業務員等」に改め、同表の5の部の(1)の項中「警備隊員等」を「業務員等」に改める。

附則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

●佐賀県訓令甲第四号

本 庁

佐賀県本庁決裁規程(平成十六年佐賀県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

平成十七年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

題名を次のように改める。

佐賀県本庁決裁等規程

第一条中「決裁者」を「決裁者等」に、「の決裁」を「の決裁等」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

(事務委任)

第二条の二 知事は、別表第一に定めるところにより、事務の委任を行う。

第三条第一項中「別表第一及び別表第二」を「別表第二及び別表第三」に改める。

第四条第一項中「別表第一」を「別表第二」に改め、同条第二項中「別表第二」を「別表第三」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 副室長は、前項の規定により室長が専決することができる事務のうち、室長が定めるものを専決することができる。

第四条に次の一項を加える。

7 係長は、定例的な事務又はあらかじめ課の実施方針が定まっており、かつ、当該方針に沿って実施する事務のうち判断の余地が小さいものとして課長が定めるものを専決することができる。

第十条第一項を次のように改める。

本部長が専決することができる事務について、本部長が不在のときは、各本部にあつては本部長があらかじめ指名する副本部長又は当該事務を担当する課長若しくは室長が、出納局にあつては出納局長がその事務を代決することができる。

第十条第四項を次のように改める。

4 部長が専決することができる事務について、部長が不在のときは、部長があらかじめ指名する副本部長又は当該事務を担当する課長若しくは室長がその事務を代決することができる。

第十条第五項中「副課長」の下に「又は室長」を加え、同条第七項を次のように改める。

7 副部長が専決することができる事務について、副部長が不在のときは、当該事務を担当する課長又は室長がその事務を代決することができる。

第十二条の見出し中「代決者」を「代決者等」に改め、同条に次の二項を加える。

4 副課長が専決することができる事務について、副課長が不在のときは、課長がその事務を決裁するものとする。

5 副室長が専決することができる事務について、副室長が不在のときは、室長がその事務を決裁するものとする。

別表第三を削る。

別表第二の情報・業務改革課の行政情報化に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務の項の次に次のように加える。

| | | | |
|----------|---------------------------|-------------------|-------------------|
| 情報・業務改革課 | 業務改革に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務 | 業務改革推進計画の策定に関すること | 業務改革に関する事務を処理すること |
|----------|---------------------------|-------------------|-------------------|

別表第二の危機管理・広報課の広報に関する事務の項の次に次のように加える

| | | | | | | | |
|--------------|----------------------|-----------------------------|--|--|--|--|---|
| <p>消防防災課</p> | <p>災害対策基本法に関する事務</p> | <p>災害対策本部の設置及び廃止を決定すること</p> | <p>1 災害警戒本部の設置及び廃止を決定すること 2 応急措置実施のため他の都道府県知事に対し応援の要請を行うこと 3 災害応急措置実施のため特に必要と認められる場合に、従事命令、協力命令等を発し、及び市町村長に対する必要な指示をすること</p> | <p>1 防災会議の専門委員及び幹事の任免に関すること 2 災害情報連絡室の設置及び廃止を決定すること 3 県及び市町村の実施する応急処置について必要がある場合に指定長等に対し応急措置の実施を要請し、又は要求すること 4 災害対策基本法第73条の規定による当該市町村が行う応急措置の代行に関すること 5 市町村が防災会議を設置しないことについて承認すること 6 総合防災訓練の実施に関すること</p> | | | <p>7 防災に関する事務及び業務に従事する職員の配置及び職務の基準を定めること 8 災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要について内閣総理大臣及び中央防災会議に報告すること 9 災害に係る重要な予報及び警報に基づき市町村長その他の関係者に対し必要な措置について通知し、及び要請すること 10 通信設備の優先利用の要請に関すること 11 従事命令、協力命令等により災害応急措置の実施に従事した者の死亡、負傷等による損害補償に関するこ</p> |
|--------------|----------------------|-----------------------------|--|--|--|--|---|

| | | | | | | | | | | |
|-------|----------------------|--------------------------------|--|--|--|-------|----------------|-------------------------------------|--|--|
| | | | | | | | | | | |
| 消防防災課 | 石油コンビナート等災害防止法に関する事務 | 石油コンビナート等現地の防災本部の設置及び廃止を決定すること | | 石油コンビナート等防災本部の専門員及び幹事の任免に関すること | | 消防防災課 | 自衛隊の災害派遣に関する事務 | 自衛隊の災害派遣の要請を行うこと | | 1 防災行政無線の運用に関すること 2 防災行政無線の管理運営に関すること |
| | | | | 12 市町村防災会議の協議会の設置、廃止及び規約の変更の届出を受理すること 13 市町村地域防災計画及び指定地域市町村防災計画の作成及び修正の協議に関すること 14 災害に係る軽易な予報及び警報に基づき市町村長その他の関係者に対し必要な措置について通知し、及び要請をすること 15 防災関係機関との連絡に関すること | | 消防防災課 | 災害救助法の施行に関する事務 | 法を適用すること | 法に基づく応急救助を実施すること | 1 法に基づく公用令書を発行すること 2 法に基づく立入検査を行うこと |
| | | | | | | 消防防災課 | 国民保護法に関する事務 | 県が実施する国民の保護のための措置に関する重要な方針の決定に関すること | 1 国民保護協議会及び国民保護対策本部に関すること 2 国民保護計画の作成に関すること | 法の施行に関すること |
| | | | | | | 消防防災課 | 消防に関する事務 | 消防表彰規程に基づき消防庁長官に具申すること | | 1 消防組織法の規定に基づき非常事態における緊急の場合に市町村長に対し災害防禦の措置等に関する必要な指示をすること 2 市町村消防の指導、勧告 |

| | | | | | | | | | | |
|--|-------|--------------------|---|---|--|--|-------|--------------|--|---|
| | 消防防災課 | 消防学校に関する事務 | | <ol style="list-style-type: none"> 1 消防学校の運営に関すること 2 市町村消防職員の派遣研修に関すること | | | 消防防災課 | 危険物の規制に関する事務 | | <ol style="list-style-type: none"> 1 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所の設置及び変更の許可をすること 2 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所の一時使用の停止を命令すること 3 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備に関し改善命令をすること 4 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所の用途の廃止及び引渡しによる地位の承継についての届出を受理すること 5 危険物取扱者免状の交付、書換え、再交付及び返納に関すること 6 危険物の規制のための監 |
| | 消防防災課 | 消防功労者に係る国の栄典に関する事務 | <ol style="list-style-type: none"> 1 消防功労者の生存者叙勲の具申に関すること 2 褒章条例に基づき褒章の具申に関すること | <ol style="list-style-type: none"> 1 消防功労者の死没者に対する叙位及び叙勲の具申に関すること 2 消防功労者の高齢者叙勲に関すること | | | | | | |
| | | | | <ol style="list-style-type: none"> 3 消防の設備、機械器具及び資材の性能について検査を行うこと 4 消防施設整備国庫補助に関すること 5 消防情報を収集し、及び消防庁に報告すること 6 退職消防団員報償規程に基づき報償該当者の具申及びその伝達に関すること | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|-------|--|--|--|--|
| | | | | <p>督に関すること</p> <p>7 危険物取扱者保安講習に関すること</p> |
| 消防防災課 | 消防設備士に関する事務 | | | <p>1 消防設備士免状の交付、書換え、再交付及び返納に関すること</p> <p>2 消防設備士講習に関すること</p> |
| 消防防災課 | 火薬類取締法及び武器等製造法に関する事務 | | | 法の施行に関すること |
| 消防防災課 | 高圧ガス保安法に関する事務 | | | 法の施行に関すること |
| 消防防災課 | 電気工事士法、電気工事業の業務の適正化に関する法律及びガス事業法に関する事務 | | | 法の施行に関すること |
| 消防防災課 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関する事務 | | | 法の施行に関すること |

別表第二の県民協働課の特定非営利活動法人に関する事務の項の本部長専決事務の欄を次のように改める。

特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すこと

別表第二の県民協働課の特定非営利活動法人に関する事務の項の課長専決事務の欄中「命じ、及び設立の認証を取り消すこと」を「命ずること」に改め、同表の県民協働課の地域づくりの推進に関する事務の項を次のように改める。

| | | | |
|-------|-------------------|--|--------------------------|
| 県民協働課 | 市民社会組織の活動促進に関する事務 | | 市民社会組織の活動促進に関する事務を処理すること |
|-------|-------------------|--|--------------------------|

別表第二の私学文化課の私立の中学校、高等学校、専修学校及び各種学校に関する事務の項の本部長専決事務の欄中第五号を削り、第六号を第五号とし、同項の課長専決事務の欄に次のように加える。

5 学校法人の行う収益事業の種類を定めること

別表第二の私学文化課の生活文化行政及び芸術文化行政に関する事務の項の次に次のように加える。

| | | | |
|-------|-------------------|-------------------|--------------------------|
| 私学文化課 | 生涯学習施策の総合調整に関する事務 | 生涯学習施策の総合調整に関すること | 生涯学習施策の連絡調整に関する事務を処理すること |
|-------|-------------------|-------------------|--------------------------|

別表第二のへらしの安全安心課の物価対策に関する事務の項の課長専決事務の欄に次のように加える。

6 佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例（以下「消費生活条例」という。）第39条第1項の規定に基づき特定生活関連商品等の指定及び同条第2項の規定に基づき指定の解除に関すること

別表第二のへらしの安全安心課の食品安全対策に関する事務の項の本部長専

| | |
|---|--|
| <p>次事務の欄中「不当景品類及び不当表示防止法第9条の2の規定による指示及び法第9条の3の規定による措置請求に関すること」や「国民の職業生活事務の欄」中の「法」や「不当景品類及び不当表示防止法」の語句、回号を回頭の回欄の欄三つ「ア」回頭の回欄の欄一つ「イ」の次に次のように加える。</p> <p>2 不当景品類及び不当表示防止法第9条の2の規定による指示及び法第9条の3の規定による措置請求に関すること</p> <p>別表第二のべらじの安全安心職の検査安全検査に關する事務の項の欄に事務の欄に次のように加える。</p> <p>4 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の9に規定する指示及び命令に関すること</p> <p>5 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第20条に規定する報告の徴収及び立入検査に関すること</p> <p>別表第二のべらじの安全安心職の消費者に対する事務の項の本部は事務の欄に次のように加える。</p> | <p>よる報告の徴収及び立入検査に関すること</p> <p>10 消費生活協同組合の設立及び解散の認可に関すること</p> <p>11 消費生活協同組合に係る事業の停止処分に関すること</p> <p>12 消費生活協同組合に係る業務改善命令に関すること</p> <p>13 消費生活協同組合の各種許可、運営指導、検査並びに届出及び報告の受理に関すること</p> <p>14 消費生活条例第15条第1項の規定に基づく安全性の調査に関すること</p> <p>15 消費生活条例第16条第1項の規定に基づく緊急危害防止措置に関すること</p> <p>16 消費生活条例第18条第1項の規定に基づく表示の指定に関すること</p> <p>17 消費生活条例第26条第1項の規定に基づく県の基準の策定に関すること</p> <p>18 消費生活条例第35条第2項の規定に基づく佐賀県消費者被害救済委員会のおつせん及び調停への付託並びに第35条第10項及び第45条第2項の規定に基づく佐賀県消費者被害救済委員会に対する意見聴取に関すること</p> <p>19 消費生活条例第36条の規定に基づく消費者訴訟費用の貸付けに関すること</p> <p>別表第二のべらじの安全安心職の消費者に対する事務の項の欄に事務の欄に次のように加える。</p> <p>20 消費生活条例第42条第1項の規定に基づく意見聴取、報告徴収、立入調査及び質問に関すること</p> <p>21 消費生活条例第45条第1項の規定に基づく意見陳述の機会の付与に関すること</p> <p>22 消費者に対する消費者教育、啓発活動及び情報提供の実施に関すること</p> <p>別表第二のべらじの安全安心職の消費者に対する事務の項の本部は事務の欄に「法第15条の規定による勧告及び公表並びに勧告に係る措置をとるべきことを命ずること」や「国民の職業生活事務の欄」中の欄に次のように加える。</p> |
| <p>1 消費生活協同組合の解散命令及び許可の取消しに関すること</p> <p>2 消費生活条例第43条第1項の規定に基づく勧告並びに第44条第1項及び第2項に基づく公表に関すること</p> <p>別表第二のべらじの安全安心職の消費者に対する事務の項の欄に事務の欄に次のように加える。</p> <p>6 特定商取引に関する法律第6条の2、第34条の2、第36条の2、第43条の2、第44条の2、第52条の2及び第54条の2の規定による合理的な根拠を示す資料の提出を求めること</p> <p>7 特定商取引に関する法律第66条第1項から第3項までの規定による報告の徴収及び立入検査に関すること</p> <p>8 コルプ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第10条の規定による指示及び法第11条の規定による命令に関すること</p> <p>9 コルプ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第17条第1項の規定に</p> | <p>よる報告の徴収及び立入検査に関すること</p> <p>10 消費生活協同組合の設立及び解散の認可に関すること</p> <p>11 消費生活協同組合に係る事業の停止処分に関すること</p> <p>12 消費生活協同組合に係る業務改善命令に関すること</p> <p>13 消費生活協同組合の各種許可、運営指導、検査並びに届出及び報告の受理に関すること</p> <p>14 消費生活条例第15条第1項の規定に基づく安全性の調査に関すること</p> <p>15 消費生活条例第16条第1項の規定に基づく緊急危害防止措置に関すること</p> <p>16 消費生活条例第18条第1項の規定に基づく表示の指定に関すること</p> <p>17 消費生活条例第26条第1項の規定に基づく県の基準の策定に関すること</p> <p>18 消費生活条例第35条第2項の規定に基づく佐賀県消費者被害救済委員会のおつせん及び調停への付託並びに第35条第10項及び第45条第2項の規定に基づく佐賀県消費者被害救済委員会に対する意見聴取に関すること</p> <p>19 消費生活条例第36条の規定に基づく消費者訴訟費用の貸付けに関すること</p> <p>別表第二のべらじの安全安心職の消費者に対する事務の項の欄に事務の欄に次のように加える。</p> <p>20 消費生活条例第42条第1項の規定に基づく意見聴取、報告徴収、立入調査及び質問に関すること</p> <p>21 消費生活条例第45条第1項の規定に基づく意見陳述の機会の付与に関すること</p> <p>22 消費者に対する消費者教育、啓発活動及び情報提供の実施に関すること</p> <p>別表第二のべらじの安全安心職の消費者に対する事務の項の本部は事務の欄に「法第15条の規定による勧告及び公表並びに勧告に係る措置をとるべきことを命ずること」や「国民の職業生活事務の欄」中の欄に次のように加える。</p> |

2 法第15条の規定による勧告及び公表並びに勧告に係る措置をとるべきことを命ずること

別表第二の消防防災課の項を削り、同表の環境課の環境にやるといふ県民運動推進会議に関する事務の項の次に次のように加える。

| | | | | |
|-----|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 環境課 | 原子力安全対策に関する事務 | 原子力安全対策の基本方針に関すること | 原子力安全対策の企画推進に関すること | 原子力安全対策の連絡調整に関すること |
|-----|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|

別表第二の地域福祉課の災害救助法の施行に関する事務の項を削り、同表の地域福祉課の生活保護に関する事務の項の本部長専決事務の欄中「生活保護法の運用方針に関すること」を削り、同項の課長専決事務の欄中第四号を第五号とし、第一号から第三号および一号から一号まで、第一号とし、次のように加える。

1 生活保護法の運用方針に関すること

別表第二の地域福祉課の生活保護指定医療機関及び生活保護指定介護機関に関する事務の項の本部長専決事務の欄の第一号中「指定及び」を削り、同項の課長専決事務の欄を次のように改める。

- 1 生活保護医療機関及び生活保護介護機関の指定に関すること
- 2 生活保護指定医療機関及び生活保護指定介護機関を立入検査し、及び報告を聴取すること

別表第二の長寿社会課の老人福祉法及び介護保険法の運用指導及び監査に関する事務の項の本部長専決事務の欄中「老人福祉法及び介護保険法の運用指導方針に関すること」を削り、同項の課長専決事務の欄を次のように改める。

- 1 老人福祉法及び介護保険法の運用指導方針に関すること
- 2 老人福祉法及び介護保険法の運用指導並びに法施行事務の監査に関すること

別表第二の長寿社会課の介護保険法に関する事務の項の本部長専決事務の欄

中「事業者及び」を削り、同項の課長専決事務の欄を次のように改める。

- 1 法に係る事業者の指定及び指定の取消しに関すること
- 2 法に基づく届出及び報告の受理に関すること

別表第二の健康増進課の精神保健及び精神障害者福祉に関する事務の項の課長専決事務の欄中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、同表の業務課の薬事法に関する事務の項の本部長専決事務の欄の第一号から第四号までを次のように改める。

1 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器（以下この項において「医薬品等」という。）の製造販売業（知事の許可に係るものに限る。）の許可の取消し、業務の停止その他行政処分に関すること

2 医薬品等の製造業及び医療機器の修理業（知事の許可に係るものに限る。）の許可の取消し、業務の停止その他行政処分に関すること

3 医薬品等の製造販売（知事の承認に係るものに限る。）の承認の取消し及び一部変更命令に関すること

4 薬局の開設、医薬品の販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸業の許可の取消しに関すること

別表第二の薬務課の薬事法に關する事務の項の本部長専決事務の欄の次のように改める。

5 薬局開設者、医薬品販売業者並びに医療機器の販売業者及び貸業者の業務停止その他の不利益処分に関すること

別表第二の薬務課の薬事法に關する事務の項の課長専決事務の欄の第一号から第六号までを次のように改める。

1 医薬品等の製造販売業（知事の許可に係るものに限る。）の許可に関すること

2 医薬品等の製造業及び医療機器の修理業（知事の許可に係るものに限る。）の許可に関すること

- 3 医薬品等の製造販売（知事の承認に係るものに限る。）の承認に関する
こと
- 4 医薬品等の製造販売業及び製造業並びに医療機器の修理業（大臣の許可
に係るものに限る。）の許可若しくは承認等の申請又は届出の進達に関す
ること
- 5 医薬品等の製造販売業及び製造業並びに医療機器の修理業（大臣の許可
に係るものに限る。）の許可の取消し、業務の停止その他行政処分を大臣
に具申すること
- 6 医薬品等の製造販売業及び製造業並びに医療機器の修理業（知事の許可
に係るものに限る。）の許可証の書換え及び再交付に関すること

別表第二の業務課の業務法に関する事務の項の課長専決事務の欄中第七号を
削り、第八号を第七号とし、第九号中「及び医薬品の販売業」を「、医薬品の
販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業」に改め、回号を回項の
回欄の第八号とし、回項の回欄中第十号を第九号とし、第十一号から第十四号
までを一号ずつ繰り上げ、回表の業務課の毒物及び劇物取締法に関する事務の
項の本部長専決事務の欄中第一号及び第二号を次のように改め、第三号を加える。

- 1 毒物及び劇物製造業の知事登録の取消しに関すること
- 2 毒物及び劇物の販売業の登録の取消し、販売の業務の停止命令及び取扱
責任者の変更命令に関すること

別表第二の業務課の毒物及び劇物取締法に関する事務の項の課長専決事務の
欄の第七号中「資格試験の実施」を「試験」に改め、回表の業務課の麻薬及び
向精神薬取締法に関する事務の項の本部長専決事務の欄中第二号を削り、第三
号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、回項の課長専決
事務の欄の第四号を次のように改める。

- 4 麻薬中毒者に関すること
- 別表第二の業務課の麻薬及び向精神薬取締法に関する事務の項の課長専決事
務の欄中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九号から第十
九号までを三号ずつ繰り上げ、回表の業務課の温泉法に関する事務の項の本部

長専決事務の欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号まで
を一号ずつ繰り上げ、回表の生活衛生課の食品衛生に関する事務の項の本部長
専決事務の欄を次のように改める。

食品衛生の指導方針に関すること

別表第二の生活衛生課の食品衛生に関する事務の項の課長専決事務の欄に次
のように加える。

- 3 食品衛生推進員の委嘱に関すること
- 別表第二の生活衛生課のその他の生活及び環境の衛生に関する事務の項の本
部長専決事務の欄を次のように改める。

生活衛生関係営業の適正化に関する指導及び監督の方針に関すること

別表第二の生活衛生課のその他の生活及び環境の衛生に関する事務の項の課
長専決事務の欄中第五号を第八号とし、第四号の次に次の三号を加える。

- 5 生活衛生同業組合の役員解任の報告に関すること
- 6 生活衛生同業組合の設立認可に関すること
- 7 生活衛生同業組合の解散命令に関すること

別表第二の新産業課の新産業の創造及び起業化支援に関する事務の項の次に
次のように加える。

| | | | |
|------|---------------------------|--|---|
| 新産業課 | 中小企業経営 革新支援法に 関する事務 | | 1 法に基づく経 営革新計画の 承認、変更承 認及び承認の 取消しに関す ること 2 その他法に 基づく事務に 関すること |
|------|---------------------------|--|---|

別表第二の新産業課の工業団地、工業用水道等の産業基盤整備に関する事務

の項の次に次のように加える。

| | | | | |
|------|---------------------|--|--|---|
| 新産業課 | 中小企業の経営支援に関する事務 | | | 1 中小企業の経営に関する情報の収集及び提供に関すること 2 中小企業の経営についての診断及び助言に関すること 3 中小企業の経営者及び管理者に対する研修に関すること |
| 新産業課 | 佐賀県地域産業支援センターに関する事務 | | | 佐賀県地域産業支援センターの管理及び運営に関すること |

別表第二の雇用対策課の障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者就業・生活支援センターに関する事務の項の本部長専決事務の欄中「障害者就業・生活支援センターの指定及び指定の取消しに関すること」を削り、同項の課長専決事務の欄を次のように改める。

- 1 障害者就業・生活支援センターの指定及び指定の取消しに関すること
- 2 障害者就業・生活支援センターの指導等に関すること

別表第二の雇用対策課の高齢者の雇用の安定等に関する法律に基づくシルバー人材センター及びシルバー人材センター連合に関する事務の項の本部長専決事務の欄中「シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の指定及び指定の取消しに関すること」を削り、同項の課長専決事務の欄を次のように改める。

改める。

- 1 シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の指定及び指定の取消しに関すること
- 2 シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の指導等に関すること

別表第二の流通課の物産振興に関する事務の項を次のように改める。

| | | | |
|-----|----------------|----------------------|---|
| 流通課 | 県産品の流通対策に関する事務 | 海外における県産品の流通対策に関すること | 1 県産品の流通情報の収集に関すること 2 県産品の販路開拓及び販売促進に関すること |
|-----|----------------|----------------------|---|

別表第二の流通課の農林水産物消費流通対策の企画及び調整に関する事務の項を次のように改める。

| | | | |
|-----|------------------|--|---------------------|
| 流通課 | 輸出水産物製造事業場に関する事務 | | 輸出水産物製造事業場の登録に関すること |
|-----|------------------|--|---------------------|

別表第二の商工課の中小企業の経営支援に関する事務の項、商工課の佐賀県地域産業支援センターに関する事務の項及び商工課の中小企業経営革新支援法に関する事務の項を削り、同表の商工課の大規模小売店舗立地法に関する事務の項の本部長専決事務の欄中第一号及び第二号を削り、同項の課長専決事務の欄中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、第一号及び第二号として次のように加える。

- 1 法に基づく意見に関すること
- 2 法に基づく勧告及び公表に関すること

別表第二の商工課の小売商業調整特別措置法に関する事務の項の本部長専決

事務の欄中「法に基づくとせん又は調停、調整命令、一時停止命令、調整命令及び措置命令に関すること」を削り、同項の課長専決事務の欄を次のように改める。

- 1 法に基づくとせん又は調停、調整命令、一時停止命令、調整命令、措置命令及び措置命令に関すること
- 2 法に基づくと報告の徴収及び立入検査に関すること

別表第二の商工課の特定商業集積の整備に関する特別措置法に関する事務の項の本部長専決事務の欄中「法に基づくと基本構想の同意に関すること」を削り、同項の課長専決事務の欄を次のように改める。

法に基づくと基本構想の同意に関すること

別表第二の生産者支援課の農業災害補償に関する事務の項の本部長専決事務の欄中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号及び第五号を削り、第六号を第二号とし、第七号を第三号とし、第八号及び第九号を削り、同項の課長専決事務の欄中第六号を第十二号とし、第一号から第五号までを六号ずつ繰り下げ、第一号から第六号までとして次のように加える。

- 1 農業共済組合の役員解任及び改選並びに農業共済組合の解散を命ずること
- 2 農業共済組合総会若しくは総代会の決議又は役員若しくは総代の選挙若しくは当選の取消しを命ずること
- 3 農業共済組合が行う農作物共済掛金等の滞納処分を認可すること
- 4 農業共済組合の仮理事を選任すること
- 5 農業共済組合の法令等の違反に対して是正措置を指示すること
- 6 農業共済事業を行う市町村の法令等の違反に対して是正措置を指示すること

別表第二の生産者支援課の農業災害補償に関する事務の項の本部長専決事務の欄中第一号及び第二号を削り、同項の課長専決事務の欄中第三号を第五号と

し、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、第一号及び第二号として次のように加える。

- 1 漁業共済組合の法令等違反に対し必要な措置を命令すること
- 2 漁業共済組合に対し業務の執行方法の変更その他監督上必要な措置を命ずること

別表第二の生産者支援課の漁船保険に関する事務の項の本部長専決事務の欄中「漁船保険組合の法令等違反に対し必要な措置を命令すること」を削り、同項の課長専決事務の欄中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次のように加える。

- 1 漁船保険組合の法令等違反に対し必要な措置を命令すること

別表第二の生産者支援課の農林水産業協同組合その他の関係団体に関する事務の項の本部長専決事務の欄中第一号から第五号までを削り、第六号を第一号とし、第七号から第十一号までを五号ずつ繰り上げ、第十二号から第十四号までを削り、第十五号を第七号とし、第十六号から第十九号までを八号ずつ繰り上げ、第二十号から第二十三号までを削り、第二十四号を第十二号とし、第二十五号から第二十八号までを十二号ずつ繰り上げ、同項の課長専決事務の欄の第三号から第二十六号までを次のように改める。

- 3 農業協同組合及び県の区域の一部を地区とする農業協同組合連合会（以下「県区域未満連合会」という。）の組合員その他の利害関係人の請求により仮理事の選任等を行うこと
- 4 農業協同組合及び県区域未満連合会の設立の認可を取り消すこと
- 5 農業協同組合及び県区域未満連合会の設立、解散及び合併を認可すること
- 6 農業協同組合及び県区域未満連合会の設立の認可を取り消すこと
- 7 農業協同組合の共済規程等の承認の取消しにより解散した農業協同組合の清算人を選任すること
- 8 農業協同組合中央会の監査実施計画の策定及びその重要な変更について